

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
たるとは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)

保険医等の登録 ()

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
がある旨の告示 (経営流通課)

県営土地改良事業計画の変更 (農村整備課)

保安林の指定の解除予定 (二件) (森林保全課)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (漁港課)

建設業者の許可の取消し (管理課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)

告 示

鳥取県告示第四百八十一号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年

年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森齒科医院	鳥取市今町二丁目二〇	平成九年六月十七日
岸本内科医院	八頭郡家町大字池田二〇六一	平成九年六月二十三日
森内科医院	米子市石井六九九一	平成九年六月二十七日
面影薬局	鳥取市大柵四九一	〃

鳥取県告示第四百八十二号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年生政令第八十七号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
青木智宏	鳥医五五二二号	平成九年六月三日
野坂玲子	鳥医五五二三号	〃
臼井佳子	鳥医五五二三号	〃
山下圭一	鳥医五五二四号	〃

飯野守男	池田莉和	船越泰作	山根逸郎	市場和志	渡部まり	金明彬	玉井伸幸	前田伴幸	福田健治	竹本大樹	山口マサ子	古瀬祥之	加藤克	浜崎理恵	花本美和子	山下麻理子	木下朋絵	山本裕子	明島亮二	佐藤慎也	福田靖子	坂本誠	本田正史	柳宏司	山内延広
鳥医五五五三三〇号	鳥医五五五二二〇号	鳥医五五五五五〇号	鳥医五五五五〇〇号	鳥医五五五四九〇号	鳥医五五五四八〇号	鳥医五五五四七〇号	鳥医五五五四六〇号	鳥医五五五四五〇号	鳥医五五五四四〇号	鳥医五五四三三〇号	鳥医五五四二二〇号	鳥医五五四一一〇号	鳥医五五四〇〇〇号	鳥医五五三九九〇号	鳥医五五三三八〇号	鳥医五五三七七〇号	鳥医五五三六六〇号	鳥医五五三五五〇号	鳥医五五三四四〇号	鳥医五五三三三〇号	鳥医五五三二二〇号	鳥医五五三一〇〇号	鳥医五五二七〇〇号	鳥医五五二六〇〇号	鳥医五五二五〇〇号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

佐々木ひろみ	榎恒雄	平澤利江子	柴田昌美	池田貴之	田中智子	八幡健児	浅井泰雅	田中麻里子	大塚真	石崎公郁子	瀧川洋史	小倉加恵子	向山智之	三村憲一	宇田川晃秀	柳谷淳志	久山彰一	上田毅	瀬尾幸子	笹鹿郁代	松本慎吾	中本成紀	園山一彦	小倉一能	池田薫	藤岡多恵
鳥薬一〇三〇号	鳥薬一〇二九号	鳥薬一〇二八号	鳥薬六九九号	鳥薬六九八号	鳥薬六九七号	鳥医五五七八号	鳥医五五七七号	鳥医五五七六号	鳥医五五七五号	鳥医五五七四号	鳥医五五七三号	鳥医五五七二号	鳥医五五七一〇号	鳥医五五七〇号	鳥医五五六九号	鳥医五五六八号	鳥医五五六七号	鳥医五五六二二〇号	鳥医五五六一〇号	鳥医五五六〇号	鳥医五五五九号	鳥医五五五八号	鳥医五五五七号	鳥医五五五六号	鳥医五五五五号	鳥医五五五四号
平成九年六月十一日	〃	平成九年六月六日	〃	〃	平成九年六月三日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成九年六月九日	平成九年六月六日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

鳥取県告示第四百八十三号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 株式会社サンマート和光	届出に係る建物の名称 丸合西倉吉店	届出に係る建物の所在地 倉吉市生田三四八一―ほか
-----------------------	----------------------	-----------------------------

鳥取県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営公害防除特別土地改良事業小田川地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成九年七月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字山川字精進川西平八〇四の二・八〇四の二五・八〇四の二八・八〇四の三〇・八〇四の三三・八〇四の三九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

ダム事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町金屋谷字枋谷原二の一五・二の二四・字榊水高原七九三の三一・七九三の四七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第四百八十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成七年十月十七日 鳥取県指令漁港第九十五号

三 しゅん功認可の年月日

四 平成九年七月一日
埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字網代四一五、四一八及び四一九の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から13の地点までを順次に直線で結んだ線及び13の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域並びに14の地点から22の地点までを順次に直線で結んだ線及び22の地点と14の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 網代漁港南防波堤灯台（北緯三五度三四分四八秒、東経一三四度一七分三七秒）から九〇度二分一九秒、一八五・五〇メートルの地点

2の地点 1の地点から八六度五三分二〇秒、五・六〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一七六度二分〇三秒、七・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から八六度五一分〇〇秒、三四・二〇メートルの地点

5の地点 4の地点から三四三度五三分二四秒、三六・七〇メートルの地点

6の地点 5の地点から六二度四六分一二秒、〇・八〇メートルの地点

7の地点 6の地点から七七度五三分五六秒、三・七〇メートルの地点

8の地点 7の地点から七七度一五三分三六秒、九・五〇メートルの地点

9の地点 8の地点から三二九度一五分〇〇秒、一二・五〇メートルの地点

10の地点 9の地点から三二七度五二分四八秒、二六・六〇メートルの地点

11の地点 10の地点から二三八度〇七分一二秒、三〇・八〇メートルの地点

12の地点 11の地点から一四八度五二分四八秒、四七・九〇メートルの地点

13の地点 12の地点から二三七度三三分三三秒、一三・二〇メートルの地点

14の地点 13の地点から三三七度五二分四八秒、四・〇〇メートルの地点

15の地点 14の地点から三三七度四五分〇〇秒、八七・三〇メートルの地点

16の地点 15の地点から二六三度二九分二四秒、二・八〇メートルの地点

17の地点 16の地点から一七二度一三分一二秒、六・七〇メートルの地点

18の地点 17の地点から二六三度一八分三六秒、一〇・〇〇メートルの地点

- 19の地点 18の地点から二六三度一六分四八秒、三二・八〇メートルの地点
 - 20の地点 19の地点から一四七度五三分二四秒、一三・八〇メートルの地点
 - 21の地点 20の地点から五七度四八分三一秒、一二・八〇メートルの地点
 - 22の地点 21の地点から一四七度五三分二四秒、八六・七〇メートルの地点
- (三) 面積
- 四、三〇九・六六平方メートル

五 関係図書の閲覧場所
岩美町役場

鳥取県告示第四百八十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により告示する。

平成九年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 取消し年月日
平成九年七月三日
 - 二 取消しを受けた者の商号等
1 商号
有限会社新路組
 - 2 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
境港市竹内町四二七
新路武雄
 - 3 許可番号
鳥取県知事許可（般一六）第三四四十五号
- 三 取消しの原因となった事実

取消しを受けた者の役員が、道路交通法違反、業務上過失傷害、道路運送車両法違反及び自動車損害賠償保障法違反の罪により、懲役に処せられたため

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年七月八日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称	株式会社三洋物産			
	住 所	名古屋市千種区今池三丁目9-21			
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRミリオンス ロット6	株式会社 三洋物産	700140	平成9年7月8日 から3年間

申請者	氏名又は名称	株式会社バルテック	
	住所	大阪府北区東天満二丁目1-2	
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	パナパナツインズ	株式会社バルテック
申請者	氏名又は名称	所 称	有 効 期 間
	住所	サミー株式会社	平成9年7月8日から3年間
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ピーシー2000	サミー株式会社
申請者	氏名又は名称	所 称	有 効 期 間
	住所	株式会社平和	平成9年7月8日から3年間
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	将軍ちやま5	株式会社平和

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成9年7月8日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別/区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成9年8月1日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目160 西部総合事務所講堂	八橋・米子・境港・溝口・黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成9年8月29日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議会棟2階 第2執行部控室	岩美・鳥取・郡家・智頭・浜村の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

<p>(1) 講習時間 3時間</p>	<p>(2) 講習科目</p>
<p>ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令</p>	
<p>イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い</p>	
<p>4 受講申込手続</p>	
<p>所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。</p>	
<p>5 講習受講手数料及びその納付方法</p>	
<p>(1) 講習受講手数料 2,400円</p>	
<p>(2) 納付方法</p>	
<p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p>	
<p>6 携行品</p>	
<p>筆記用具及び印鑑</p>	